写

越　人　第　３７　号

平成２４年４月２０日

越谷市教育委員会　様

越谷市長　高　橋　　努

労働安全衛生法第９７条の規定による申告に係る意見

平成２３年６月２３日付けで越谷市教職員組合執行委員長から申告のあった内容について、調査の結果、申告のうち「長時間勤務に対する医師等の問診の実施」について、より実効性のあるものとするため、これまで以上に教職員に対して面接指導の制度を周知徹底するとともに、所属長が教職員の日頃の勤務状況を把握し、時間外勤務が多い者に対しては、健康配慮の観点からも積極的に面接の実施を促すよう努められたい。

なお、申告のうち「勤務の始業及び終業時刻の客観的方法による記録」及び「過重労働の解消のため、業務の精選を市教委として取り組むこと」については、関係法令の趣旨を踏まえ、教職員の意見を十分聴き入れながら、適切に対応されたい。